

令和元年度各医師会感染症担当理事者会

△と き 令和2年2月12日（水）18：00～

△ところ 各郡市医師会館（TV会議）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 座長選出

4. 目的事項

1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応について

2) その他

5. 閉 会

令和元年度各医師会感染症担当理事者会名簿

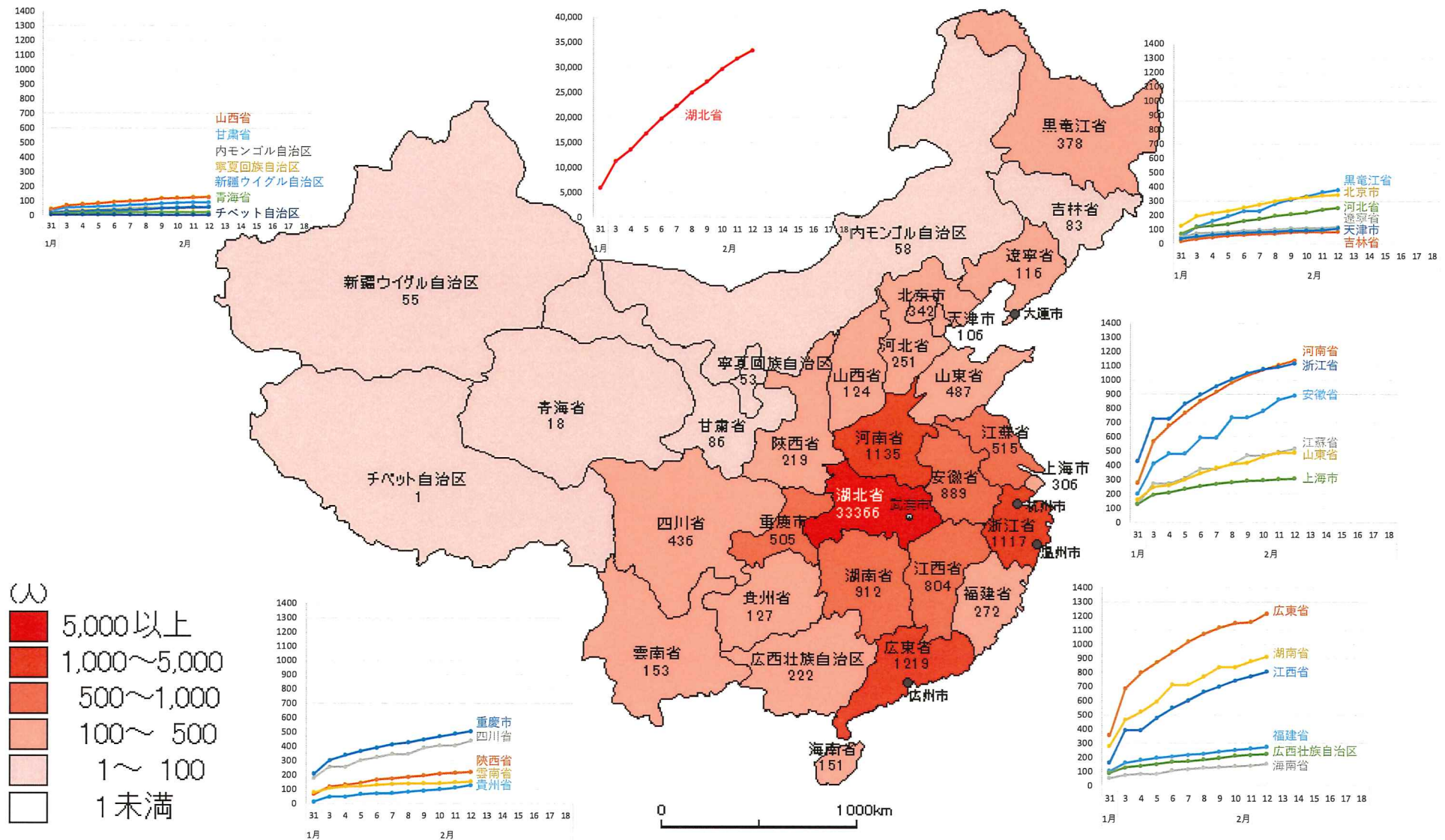
医師会	出席者氏名	役職名
北九州市	吉 田 雄 司	理 事
遠賀中間	瓜 生 康 平	副 会 長
京 都	桑 原 恒 治	副 会 長
豊前築上	前 田 公 史	理 事
福 岡 市	植 山 奈 実	常任理事
糸 島	奥 郁 美	理 事
粕 屋	山 田 義 生	理 事
宗 像	旭 隆 宏	理 事
直方鞍手	太 田 守 行	理 事
田 川	桑 野 和 則	専務理事
飯 塚	武 富 章	理 事
久 留 米	井 上 治	理 事
大 牟 田	中 山 浩	理 事
八女筑後	小 野 典 之	理 事
朝 倉	田 中 正 彦	理 事
小郡三井	田 中 泰 之	理 事
大川三潆	石 橋 裕 二	理 事
柳川山門	松 尾 義 人	理 事
浮 羽	矢 野 敬 文	理 事
県医師会	上 野 道 雄	副 会 長
	瀬 戸 裕 司	専務理事
	稲 光 毅	理 事

中国における新型コロナウイルス感染者数（2020年2月12日 香港時間午前9時）

出典：Centre for Health Protection（香港の保健機関）

中国全体の感染者数：44653人

(地図に表示された人数の合計とは異なります。)



新型コロナウイルス感染症の国内発生状況

令和2年2月12日9:00時点

○国内感染例を赤字で、チャーター便を青字で表示。

発症者	年代	性別	居住都道府県	発症日	武漢市滞在歴(接触歴)	診断日	濃厚接触者の状況
1	30	男	神奈川	2020.1.3	中国武漢市から帰国	2020.1.15	38名 1/24終了
2	40	男	武漢市(東京都)	2020.1.14	武漢市民	2020.1.24	32名 2/6終了
3	30	女	武漢市(東京都)	2020.1.21	武漢市民	2020.1.25	7名
4	40	男	武漢市(愛知県)	2020.1.23	武漢市民	2020.1.26	2名
5	40	男	武漢市(愛知県)	2020.1.22	武漢市民	2020.1.28	3名
6	60	男	奈良県	2020.1.14	なし バス運転手(武漢からのツアー)	2020.1.28	22名
7	40	女	武漢市(北海道)	2020.1.26	武漢市民	2020.1.28	2名
8	40	女	大阪府	2020.1.20	なし 症例6接触者 バスガイド	2020.1.29	2名
9	50	男	チャーター便1	2020.1.29	武漢からの帰国者	2020.1.30	搭乗者のみ
10	50	男	三重県	2020.1.25	1月13日に武漢市から帰国	2020.1.30	3名
11	30	女	湖南省	2020.1.24	19日 武漢市に滞在 ツアコン	2020.1.30	4名
12	20	女	京都府	2020.1.23	1.16-22武漢市滞在	2020.1.30	なし
13	20	女	千葉県	2020.1.20	なし 症例6接触者 バスガイド	2020.1.31	1名
14	40	男	チャーター便3	2020.1.31	武漢からの帰国者	2020.2.1	調査中
15	40	男	チャーター便1	2020.1.26	武漢からの帰国者	2020.2.1	2名
16	40	男	チャーター便1	2020.2.1	武漢からの帰国者	2020.2.1	11名
17	30	女	武漢市(千葉県)	2020.1.30	武漢市民	2020.2.4	4名
18	50	女	チャーター便2	2020.1.31	武漢からの帰国者	2020.2.4	調査中
19	50	男	湖北省	2020.1.26	中国湖北省からの旅行者	2020.2.4	1.30に中国へ帰国
20	40	男	武漢市(千葉県)	2020.1.24	武漢市民	2020.2.5	2名
21	20	男	京都府	2020.1.24	なし 勤務先で中国の観光客と接触	2020.2.4	1名
22	50	男	チャーター便2	-	武漢からの帰国者	2020.2.5	なし
23	20	男	チャーター便4	2020.2.7	武漢からの帰国者	2020.2.8	調査中
24	40	男	チャーター便2	2020.2.8	武漢からの帰国者	2020.2.10	2名
25	50	男	チャーター便1	2020.2.7	武漢からの帰国者	2020.2.10	調査中

厚労省の報道発表より

不顕性感染

1	50	女	チャーター便1	-	2020.1.30
2	30	男	チャーター便2	-	2020.1.31
3	30	男	チャーター便3	-	2020.2.1

クルーズ船

	検査実施数	陽性者数
乗客	492	174
検疫官	-	1

コロナウイルス感染対策ホームページ

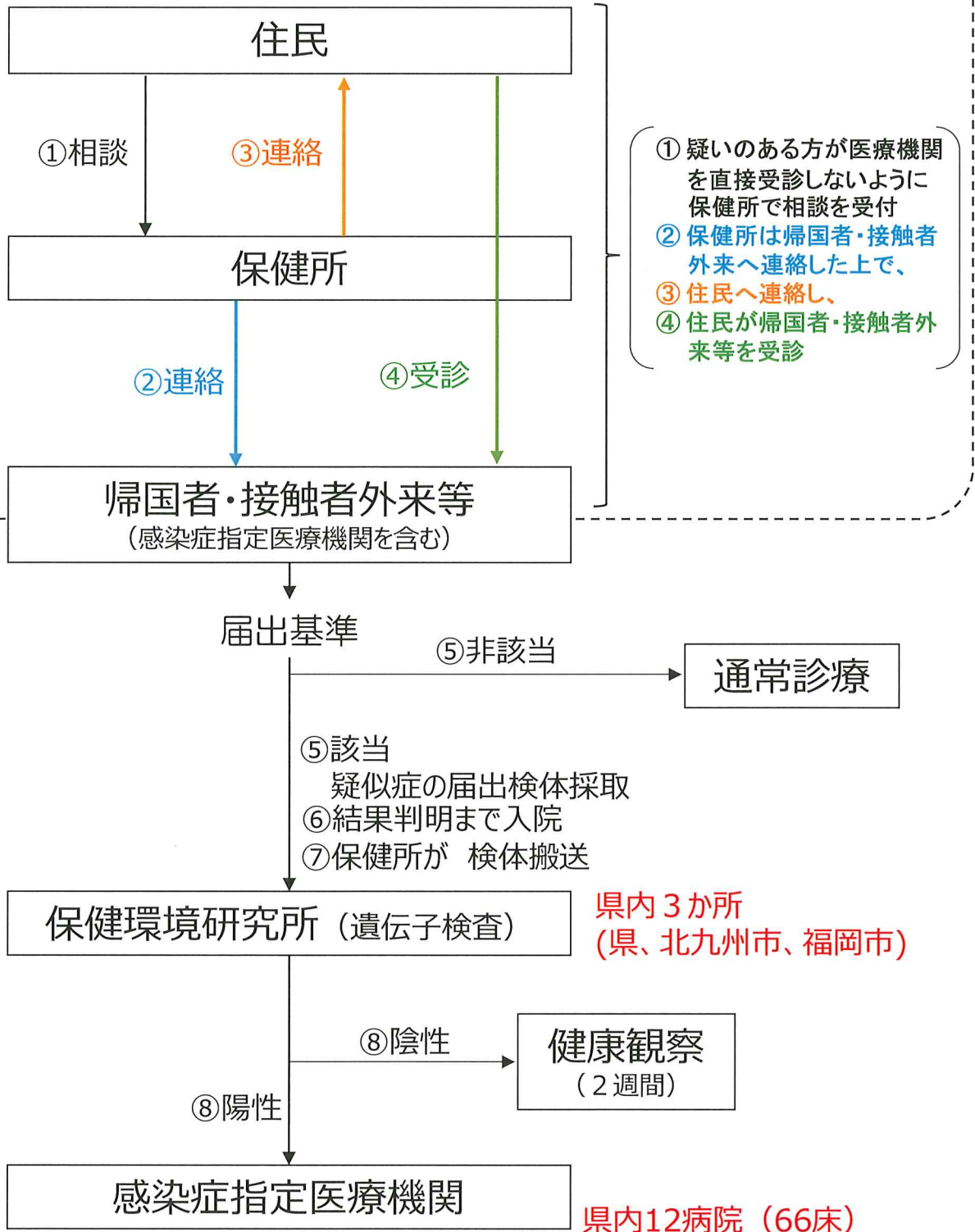
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

新型コロナウイルス感染症の対応の流れ

発熱及び呼吸器症状があり、発症前14日以内に次の（ア）又は（イ）に該当する方の医療機関の受診について相談があった場合の対応の流れを示す。

（ア）中国への渡航歴がある

（イ）「中国への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触がある



新型コロナウイルス感染症の相談窓口

1 医療機関の受診に関する相談

発熱及び呼吸器症状があり、発症前 14 日以内に次の（ア）又は（イ）に該当する方の医療機関の受診についての相談は、下記保健所で対応しています。受診が必要な場合は、医療機関をご案内します。

（ア）中国への渡航歴がある

（イ）「中国への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触がある

設置主体	保健所名	担当部署	連絡先	夜間・休日の連絡先
北九州市	北九州市保健所(※)	保健予防課	093-522-8711	093-522-8711
福岡市	東保健所	健康課	092-645-1078	中央区夜間相談員 092-761-7361
	博多保健所	健康課	092-419-1091	
	中央保健所	健康課	092-761-7340	
	南保健所	健康課	092-559-5116	
	城南保健所	健康課	092-831-4261	
	早良保健所	健康課	092-851-6012	
	西保健所	健康課	092-895-7073	
大牟田市	大牟田市保健所	保健衛生課	0944-41-2669	大牟田市保健所当直 0944-41-2669
久留米市	久留米市保健所(※)	保健予防課	0942-30-9730	久留米市代表電話 0942-30-9000
福岡県	筑紫保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	092-707-0524	福岡県保健所 夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264
	粕屋保健福祉事務所	保健衛生課 感染症係	092-939-1746	
	糸島保健福祉事務所	保健衛生課	092-322-5579	
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0940-36-6098	
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0948-21-4972	
	田川保健福祉事務所	保健衛生課 感染症係	0947-42-9379	
	北筑後保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0946-22-9886	
	南筑後保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0944-68-5224	
	京築保健福祉環境事務所	保健衛生課 感染症係	0930-23-3935	

※ 北九州市及び久留米市の連絡先は医療機関から直接受け付ける場合の連絡先。北九州市民及び久留米市民からの受診に関する相談は、下記ダイヤルで対応しています。

2 その他の一般的なことに関する相談

住民からの新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、以下の窓口で対応しています。

設置主体	連絡先	受付時間
北九州市	093-522-8745	24 時間対応
福岡市	092-711-4126	平日 9 時から 17 時 30 分
大牟田市	0944-41-2669	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
久留米市	0942-30-9335	平日 8 時 30 分～17 時 15 分
福岡県	092-643-3288	平日 8 時 30 分～17 時

健感発 0204 第 1 号
令和 2 年 2 月 4 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり改正し、本年 2 月 3 日から適用することといたしました。なお、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実地に遺漏なきようお願いいたします。

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

（1）定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（ベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）（以下「新型コロナウイルス」という）による急性呼吸器症候群である。

（2）臨床的特徴等（2020年2月2日時点）

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト－ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

（3）届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が（2）の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体について、（4）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であつて、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢（0歳は月齢） 歳（ か月）	6 当該者職業	
7 当該者住所 電話（ ） —					
8 当該者所在地 電話（ ） —					
9 保護者氏名	10 保護者住所 （9、10は患者が未成年の場合のみ記入） 電話（ ） —				

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群 ・その他（ ） ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 その他（ ） ② 感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間（出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可）
	12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 検体（喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料、その他： ） ・検体から核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体（喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料、その他： ）	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
13 初診年月日 令和 年 月 日		
14 診断（検案（※））年月日 令和 年 月 日		
15 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日		
16 発病年月日（*） 令和 年 月 日		
17 死亡年月日（※） 令和 年 月 日		

この届出は診断後直ちに行ってください

（1、3、11、12、18欄は該当する番号等を○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。）

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

新型コロナウイルス感染症について、感染の程度は依然として明らかではありませんが、中華人民共和国湖北省武漢市の滞在歴がない国内症例が発生している状況です。国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止する観点から、貴都道府県内の保健所を設置する市及び特別区とも調整の上、下記のとおり、医療体制の整備を行っていただくようお願いします。なお、本件に係る補足事項については、別途御連絡する予定としています。

また、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等についての報告を別途依頼する予定ですので申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来」の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例（以下単に「疑い例」という。）（※）を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、疑い例を診察する「帰国者・接触者外来」を設置すること。目安として、2月上旬を目途に、二次医療圏ごとに1箇所以上、地域の感染状況等を鑑みながら設置すること。なお、「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関は、感染症指定医療機関であることも可能である。

「帰国者・接触者外来」については、疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい。）、必要な検査体制を確保する、医療従事者の十分な感染対策を行うなど、国民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止するよう努めること。

また、「帰国者・接触者外来」の設置に当たって、都道府県は以下の点に留意すること。

- ・新型コロナウイルス感染症の検査体制について、あらかじめ「帰国者・接触者外

来」を持つ医療機関と共有しておくこと。

- ・「帰国者・接触者外来」の運営支援のため、感染対策資機材の調達、人材の配分、医薬品の確保等を行うこと。
- ・「帰国者・接触者外来」を持つ医療機関名やその場所については、2の「帰国者・接触者相談センター」が相談を受け付け、受診が必要であると判断した場合に知らせること。なお、「帰国者・接触者相談センター」を通じて受診手順を理解した状態で疑い例が受診することで十分な感染防止を行うという「帰国者・接触者外来」の趣旨から、一般への公表については、原則行わないものとする。ただし、「帰国者・接触者相談センター」を通じずに疑い例が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さない医療機関であるような場合には、この限りではない。

(※) 新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義（現時点の定義であり、今後変更の可能性はある。）

以下のⅠおよびⅡを満たす場合を「疑い例」とする。

Ⅰ 発熱(37.5 度以上)かつ呼吸器症状を有している。

Ⅱ 発症から 2 週間以内に、以下の(ア)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。

(ア) 武漢市を含む湖北省への渡航歴がある。

(イ) 「武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人」との接触歴がある。

2. 「帰国者・接触者相談センター」の設置について

電話での相談を通じ、疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う、「帰国者・接触者相談センター」を、1と同様に2月上旬を目途に、各保健所等に設置すること。

また、疑い例に該当する者は、医療機関を受診する前にまず「帰国者・接触者相談センター」へ電話により問い合わせること等を地域住民へ広く周知すること。

「帰国者・接触者相談センター」は、具体的には以下の対応を行う。

- ・疑い例から電話で相談を受け、「帰国者・接触者外来」へと受診調整する。
- ・その際、受診するよう指導した「帰国者・接触者外来」の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して、受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。
- ・状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、対応人数、開設時間等を調整する。
- ・疑い例に該当しない場合は、適切な情報を与え、必要に応じて一般の医療機関を受診するよう指導する。

なお、「帰国者・接触者相談センター」は、全ての相談を受けるのではなく、疑い例を対象としたものであることに留意すること。(4. も参照のこと)

3. 一般の医療機関における診療について

一般の医療機関においては、患者が本来「帰国者・接触者外来」を受診すべき疑い例であることが受付等で判明した場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ連絡の上での「帰国者・接触者外来」の受診を案内するよう、管内の医療機関に対し周知を図ること。

4. 一般電話相談の受付について

現在、厚生労働省では新型コロナウイルスに関する一般電話相談窓口を開設し、その電話番号をホームページにて公開しているところであるが、併せて貴都道府県の一般電話相談窓口に関する電話番号も掲載したいと考えている。

については、厚生労働省にて、貴都道府県の一般電話相談窓口に関する連絡先を別添1のとおりまとめているため、確認の上、①掲載の可否、②載せられない場合の理由、③連絡先の修正の有無について、下記の連絡先まで返信いただくようお願いする。

なお、住民の方々から相談を受けた場合は、別添2のQ&Aを御参考に、御対応いただきたい。

連絡先：nCOV-2019@mhlw.go.jp（〆切：2／3（月））

<参考>

○厚生労働省ホームページ掲載「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

○厚生労働省の電話相談窓口 電話番号 03-3595-2285

受付時間 9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

改訂 2020 年 2 月 10 日

国立感染症研究所

国立国際医療研究センター 国際感染症センター

この文書は、新型コロナウイルス（nCoV）感染症が疑われる場合の感染予防策について、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成した。

今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新される。

1 医療機関における nCoV 感染症の疑いがある人や nCoV 感染症患者への診療時の感染予防策
標準予防策を遵守する。つまり、医療従事者は、呼吸器症状のある患者の診察時にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を遵守する。呼吸器症状のある患者には、サージカルマスクを着用させる。

その上で、nCoV 感染症の患者（確定例）、疑似症患者、濃厚接触者のうち何らかの症状を有する者を診察する場合、

- I 標準予防策に加え、接触、飛沫予防策を行う
 - II 診察室および入院病床は個室が望ましい
 - III 診察室および入院病床は十分換気する
 - IV 患者の気道吸引、気管内挿管、検体採取などエアロゾル発生手技を実施する際には N95 マスク（または DS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグルまたはフェイスシールド）、長袖ガウン、手袋を装着する
 - V 患者の移動は医学的に必要な目的に限定する
- なお、職員（受付、案内係、警備員など）も標準予防策を遵守する

2 自宅等での感染予防策

濃厚接触者については、保健所が咳エチケットと手指衛生を徹底するように指導し、常に健康状態に注意を払うように伝える。濃厚接触者と同居している者にはサージカルマスクの着用および手指衛生を遵守するように伝える。濃厚接触者が発熱または呼吸器症状を呈し、医療機関を受診する際には、保健所に連絡の上、受診する。

廃棄物処理、リネン類、衣類等の洗濯は通常通りで良い。

* 積極的疫学調査時の感染予防策については、「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領」を参考にする

参考

WHO : Home care for patients with suspected novel coronavirus (nCoV) infection presenting with mild symptoms and management of contacts

[https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts](https://www.who.int/publications-detail/home-care-for-patients-with-suspected-novel-coronavirus-(ncov)-infection-presenting-with-mild-symptoms-and-management-of-contacts)

WHO : Infection prevention and control during health care when novel coronavirus (nCoV) infection is suspected

[https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-\(ncov\)-infection-is-suspected-20200125](https://www.who.int/publications-detail/infection-prevention-and-control-during-health-care-when-novel-coronavirus-(ncov)-infection-is-suspected-20200125)

WHO : Advice on the use of masks the community, during home care and in health care settings in the context of the novel coronavirus (2019-nCoV) outbreak

[https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-\(2019-ncov\)-outbreak](https://www.who.int/publications-detail/advice-on-the-use-of-masks-the-community-during-home-care-and-in-health-care-settings-in-the-context-of-the-novel-coronavirus-(2019-ncov)-outbreak)

患者さんへのお願い

※14日以内に**新型コロナウイルス感染症**が流行する中国への渡航歴・滞在歴のある方、または「中国への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触があった方で、発熱やせき・息切れがある方は、最寄りの保健所に**電話で相談**してください。

※発熱やせき・息切れなどの症状のある方は、**マスクの着用**をお願いします。

公益社団法人 福岡県医師会

R2.2.7

敬告各位患者

※14天内去过、在**新型冠状病毒肺炎**流行的中国停留过的人士，或者接触过“去过中国，有发烧和呼吸道症状人士”的各位，有发烧和咳嗽、气喘症状的人士，请**致电**就近的保健所进行**咨询**。

• 恳请有发烧和咳嗽、气喘等症状的人士**佩戴口罩**。

公益社团法人 福冈县医师会

Important notice for patients

* Please call the nearest public health department for consultation if, within the past 14 days, you have a history of travel or of staying in China, where **the novel coronavirus infection** is prevalent, or if you have had contact with those who have a fever and respiratory symptoms and have a history of travel to China.

* Please **wear a mask** if you have symptoms including a fever, cough, and shortness of breath.

Fukuoka Prefecture Medical Association

患者さんへのお願い

14日以内に**新型コロナウイルス感染症**が流行する中国への渡航歴・滞在歴のある方、または「中国への渡航歴があり、発熱及び呼吸器症状のある方」と接触があった方で、発熱やせき・息切れがある方は、**必ず事前に**最寄りの保健所に**電話で相談**し、指示を受けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

公益社団法人 福岡県医師会

敬告各位患者

14天内去过、在**新型冠状病毒肺炎**流行的中国停留过的人士，或者接触过“去过中国，有发烧和呼吸道症状人士”的各位，有发烧和咳嗽、气喘症状的人士，恳请**务必提前致电**就近的保健所进行**咨询**，并听从指示。

公益社团法人 福冈县医师会

Important notice for patients

Please call the nearest public health department for consultation and receive instructions without fail before visiting a hospital, if, within the past 14 days, you have a history of travel or of staying in China, where **the novel coronavirus infection** is prevalent, or if you have had contact with those who have a fever and respiratory symptoms and have a history of travel to China.

Fukuoka Prefecture Medical Association